

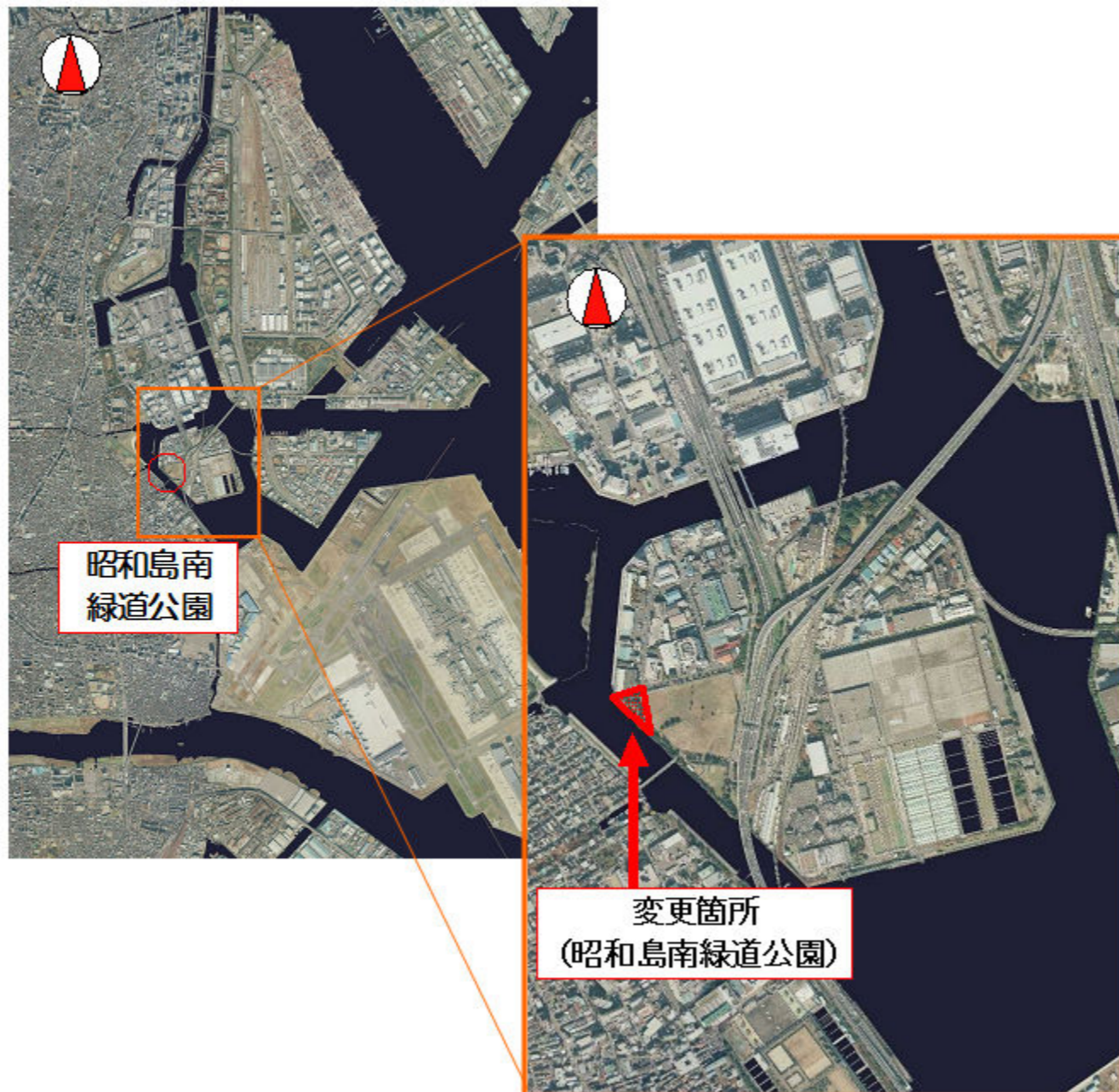
港湾計画の軽易な変更（案）について

～港湾環境整備施設計画及び土地利用計画の変更～

1. 昭和島南緑道公園について

昭和島緑道公園は、東京都港湾局が海上公園として整備し運営してきたが、この度、地元区（大田区）へ移管する準備が整ったため、港湾計画の変更を行うものである。

【昭和島緑道公園 位置図】



2. 港湾計画の変更内容

南部地区の港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

(1) 港湾環境整備施設計画

地区名	名称	緑地面積 (ha)	
		変更前	変更後
南部地区 (京浜3区)	昭和島南 緑道公園	0.4	0.0

(2) 土地利用計画

地区名	変更前		変更後	
	土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)
南部地区 (京浜3区)	緑地	0.4	その他緑地	0.4

